

国民年金保険料には 免除制度があります

(町民税務課)

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人からの申請により承認されると保険料の納付が免除になります。免除には、全額免除と3段階の一部免除(4分の1免除、2分の1免除、4分の3免除)があります。納付する月々の保険料額は次のとおりです。(平成26年度)

4分の1免除 11,440円
2分の1免除 7,630円
4分の3免除 3,810円

これらの制度をご利用いただく場合には、本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件となります。

○対象期間 7月～翌年6月

○申請 町民税務課②窓口

○持参するもの 印鑑

失業による申請の場合は、

「雇用保険受給資格者証」

「雇用保険被保険者離職票」

このほか猶予または免除の制度として、次のものがあります。

▼「若年者猶予制度」30歳未満

の方の保険料が猶予(所得審査あり)

▼「学生納付特例制度」学生の方の保険料が猶予(所得審査あり)

▼「法定免除」障害年金や生活保護法に基づく生活扶助を受給している方の保険料が免除

保険料の免除や納付猶予になった期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができません。また、老齢年金の受給資格期間(25年間)にも算入されません。

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給期間)
	受給期間 への算入	年金額へ の反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	※2	○
一部納付 ※1	○	※3	○
若年者 納付猶予 特例	○	×	○
未納	×	×	×

※1 一部納付の承認を受けている期間は、一部納付の保険料を納付していることが必要

※2 2分の1が国庫負担される

※3 (平成21年4月分から)

4分の1納付は「5/8」が反映
2分の1納付は「6/8」が反映
4分の3納付は「7/8」が反映
(いずれも平成21年4月分から)

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965 (直通)

下館年金事務所

☎0296(25)0829

五霞町木造住宅耐震診断 十派遣事業 木造住宅の 耐震診断を支援します

(都市建設課)

この事業は、次の条件を満たす木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、専門的知識を有する「木造住宅耐震診断士」を派遣して耐震診断を行い、木造住宅の耐震性能の確認や耐震化の意識啓発を図ることを目的とした事業です。

【対象住宅】

耐震診断の対象となる住宅は、町内に建築されていて、次の要件の全てに該当するものです。また、対象住宅の所有者が税の滞納をしていないことが条件です。(所有者が複数の場合は代表者)

- (1) 一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(床面積の2分の1以上が住宅であるものに限る。)で、2階以下のもの。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工され、建築確認を受けて建築されたもの。ただし、建築時において建築基準法に該当しなかった場合を除く。
- (3) 在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。(丸太組工法及びプレハブ工法などのような特殊な工法により建築されているものは対象外)

【診断費用(個人負担)】

一戸当り2千円

【募集戸数】

先着9戸

【お申し込み期間】

7月14日(月)～9月30日(火)

(閉庁日を除く。なお、定数に達し次第終了します。)

【受付時間】

午前8時30分～午後5時15分

【必要書類】

(1) 申込書

(2) 建築時期及び延床面積が確認できるもの

(3) 概略平面図(建築確認申請書があればその写し)

【お申し込み方法】

都市建設課に備え付け、または町ホームページから申込書をダウンロードし、所定の事項を記入のうえ都市建設課までお申し込みください。

【お申し込みから診断までの流れ】

申込受付後、内容の審査を行い、派遣の有無を決定し通知を発送します。

派遣が決定した方については、個人負担金納入のご案内を同封します。

なお、派遣が決定した方には、診断士が直接日程の調整を行い、診断に伺うこととなります。円滑な日程調整と診断にご協力をお願いします。